



KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016 年度】税法科目免除 VOL.5

税法免除について

KALS に来た目的は、税法が免除の方が大半だと思いますが、その条件をしっかりと確認していない方が多いように感じます。ここで、一度、確認しておきましょう。免除を受けることが出来るのは、会計科目と税法科目の二つですが、ここでは、KALS で開講している税法科目に絞ってご説明します。

● 研究認定の基準

① 「税法の単位を 4 単位以上修得」

通常、10 回の講義で 1 単位、通年の講義なら 3 単位です。税法の教授がいればその先生は週に 2 コマぐらい講義をしていますので、通常は大丈夫です。

② 「研究の成果が税法に関するものであること」

せっかくの修士論文の内容が認定の対象外では意味がありませんね。対象になる税法の範囲は、以下のものです。KALS で指導する範囲のテーマであれば問題ありません。

(イ)税理士試験科目に属する税法及びそれ以外の租税に関する法律

(ロ)外国との租税に関する協定を扱う科目（租税条約など）

(ハ)その他、これらに類する科目（租税法など）

従来、財政学も認められていましたが、今は、認められないようです。また、税に関する制度研究も対象になりませんので、ご注意ください。リスクを取らず、タイトルからも税法の研究であることがわかるものにしましょう。

● 申請の手続き

「履修要項（講義内容の確認できるもの）」のコピーなども必要になりますので、修了時まで、大事に保存しておきましょう。また、「学位論文」を完成しても「指導教授の証明書」にサインをいただければ申請できません。最後まで、指導教授とは、良い関係を保ちましょう。

そのほか、詳しくは、国税庁のホームページに「改正税理士法の『学位による試験科目免除』制度の Q&A」としてまとめられています。是非、一度、確認しておいてください。

大学院に進学する理由

私も大学院に行って何をするのもわからないまま「税法免除」のために KALS の門をたたきました。しかし、修了してみても、税理士の試験勉強と別に大学院に行って税法解釈を学ぶことの重要性に気づきました。そのあたりを少し考えてみましょう。

税務署の下請け？

税理士試験に合格してみてもわかることは、一度も、税務六法を開かなかったことです。開業後も、申告のために必要な解説書は見るもののやはり六法を見ない先生方は多くいます。確かに、条文を苦勞して自分で解釈するよりも、解説書や周りの先輩に質問して解決し他方が、一見、安全な判断のようです。でも、もし、先輩たちの慣習的な方法で顧客に損害を与えたらあなたはどうか説明するのでしょうか？

顧問先にとって税理士は頼もしいアドバイザーだと思ったのに、これでは、わざわざお金を払って税務署の下請けを雇っているようです。新しいことを試みようとする意欲的な企業経営者にとって、そのような税理士がどのように見えるのでしょうか？

顧問先の盾として

2011 年の国税通則法の改正により、税務調査において処分内容の理由附記が義務付けられました。近年、調査の結果受けた処分やその理由についても、納得がいかないとして不服申立ては増加しているようです。税理士は、適正な申告を行うことはもちろん、時には、納税者を行政から守る法律の盾としての役割も期待されているのです。

「社長。判例や規定の解釈上、従来とは違いますが、その処理で大丈夫だと思います。ただ、税務署も経験の少ない処理なので、調査で指摘され更正処分の可能性もあります。そのリスクを取りたくないなら避けるべきでしょう。しかし、事業拡大のために、必要な処理ならば、私がしっかり法律に沿った説明を行います。それでも、だめなら御社とともに堂々と争う覚悟もあります。いかがですか？」こんなことが言える、税理士になってもいいんじゃないでしょうか。

税法の専門家として

税法の専門家という実務の現場以外では、補佐人が浮かびますが、その他にも、さまざまな参加の道が開かれています。不服審判所では審判官の外部登用を進め、毎年税理士や弁護士などからの募集を行っています。また、これからの高齢化社会の中では成年後見人など税理士だからこそできる社会貢献の姿も一層期待されていますし、さらに、景気の回復や、TPP などの規制緩和によって海外からのインバウンドの仕事の増加も考えられます。その中では、通達などでは対応できない局面も発生しそうです。法律の専門家としての独自の判断力や当局との交渉力を育てる場としての大学院進学という視点も必要ではないでしょうか。

終りに

国税審査会への免除申請が集中するのは、税理士試験合格発表後の 12 月と大学院終了後の 4 月です。その年にもよりますが、3 か月から 4 か月程度審査の時期にかかるようです。

開業の予定がある方は、そのあと、税理士会の申請・審査などで、さらに 2 か月程度の期間がかかりますので、登録ができるようになってからも税理士登録まで、半年近くかかります。

税理士試験の結果の遅さもさることながら、この業界は何でも時間がかかりますね。計画的に、開業計画を練ってください。